

Humanscape Urbanism : 人の景を支える場のマネジメント

Humanscape Urbanism – Social Space Management for Vibrant Townscape

西村 亮彦¹⁾
Akihiko Nishimura

1) 国士舘大学, 講師, 博士 (工) (nishimura@kokushikan.ac.jp)
Kokushikan University, Assistant Professor, Ph.D

街路や広場をはじめとする都市の公共空間は、都市に暮らす人々のライフスタイルやコミュニティのあり方が表出する場であることから、公共空間を舞台に繰り広げられる人々のアクティビティが織りなす「Humanscape」(人の景)の創出にあたり、多様な主体間が相互作用する場のマネジメントを通じて、地域の社会構造をデザインすることが重要となる。本稿では、広場マネジメントの実践事例を対象とした筆者のこれまでの研究成果も踏まえながら、Humanscape (人の景)、都市空間の公共性、場のマネジメントについて基本的な概念を整理するとともに、人の景に着目した都市再生のアプローチとして Humanscape Urbanism の試論を提示した。

人の景, 場, マネジメント, 公共空間, 都市景観, ソーシャル・キャピタル
Humanscape, Place, Management, Public Space, Townscape, Social Capital

(1) いったいわが国に広場はあったのだろうか？

これは、雑誌『建築文化』1971年8月号の特集「日本の広場」冒頭の一節である。この特集から50年近い年月が経とうとしているが、その間、わが国は豊かな広場文化の醸成に努めてきたのだろうか。「日本の広場」が指摘するように、わが国の伝統的な広場のあり方は、利用者の活動によって一時的に成立する現象としての「場所的広場」であった。しかしながら、こうした場所的広場も時代の流れとともに失われてきたのではないだろうか。

また、歴史的に「建築的広場」を持ち得なかったわが国でも、建築的広場の創出が試みられてきたが、その成果はどうだろうか。一昔前までは、公開空地をはじめとする画一的な手法の下に、全国各地に広場の空間の整備が進められてきた。しかしながら、その多くが「広場」と呼ぶのはもちろん、市民の自由な活動の受け皿としてのパブリックスペースの機能を十分に果たしているとは言い難いのが現状である。

以上のような、わが国における公共空間の機能不全については、大きく2つの理由が考えられる。一つは、都市の「公共的空間」における人間行動が、法規や管理者の裁量によって著しく制限されているということ、もう一つは、都市空間を何らかの目的で利用したいという利用者の欲動がそもそも弱いということである。

わが国の都市空間は、公物管理法によってその利用方法が規定されているだけでなく、管理者によって設けられる個別の規定によって、その利用を細かく制限されている。まちなかの公園や広場に行けば、事細かく禁止事項が示された看板を目にすることができる。こうした規制管理の厳しさは、まちづくりに係る専門家から、パブリックスペース機能不全の元凶として厳しく指摘されてきた。「我が国の公共空間の利用については、交通混雑の

防止、管理責任問題、食品衛生上の危惧等から多くの制約が設けられているため、諸外国に比べるとその利用が不十分な状態にある」というようなことがまことしやかに語られているが、果たして本当だろうか。この手のセリフの中に、私は、何か言い訳のようなものを感じざるを得ない。

都市とは無数の人間行動の集合体である。従って、個人の欲望が発現する場であると同時に、欲望を調停する場でもある。都市においては、社会的秩序を保つためにも、空間を管理するシステムとして、法令や行政による規制管理が必要とされる。それが、私的空間でなく、不特定多数の人間が利用する公共空間となれば、なおさらのことである。しかし、日本のオープンスペースの多くが、法令や管理者の設ける規制によって、その利用が非常に限られていると断言するのは早急すぎないだろうか。問題はそう簡単ではなく、利用者個人にも原因があるはずである。

建築的広場を持ちなかったわが国では、寺社境内や路地、水辺などにおいて、屋外活動の伝統を育んできたと言えるが、こうした伝統は、モータリゼーションやコミュニティの希薄化、機能重視の都市開発とともに失われてきた。現代という時代に生まれ育った人たちは、そもそも屋外空間を自由に利用する文化を知らないのである。外国人から日本人は世界で最も交通ルールを遵守する人種であると言われ、渋谷ハチ公前交差点はその象徴として、今や一大観光スポットになっている。これは、道路は車のためのものであり、交通を乱すような行為は行なってはいけないという教訓を幼い頃から叩きこまれた結果でもある。こうした教訓が積み重なった結果、私たちは街路を思い思いに利用するというのを潜在的に諦めているのではないだろうか。

海外の都市を歩いてみると、確かに実に様々な行動が路上に溢れ出ていることが分かる。特にアジアやラテンアメリカなど、第三世界の大都市ほどそれは顕著だ。しかし、だからといって、これらの国が日本に比べてパブリックスペースの利用に対する制約が緩いと考えるのは非常に安直であるとともに、社会的秩序が保たれていないという見方をするのも見当違いである。なぜなら、都市には都市ごとの、国には国ごとのパブリックスペースのあり方があるはずだからである。上辺の現象、つまり路上の行動自体に目を向けるだけでなく、それを見えないところで管理しているシステムと、さらには行動を行なう利用者の欲動の双方を精査しなければならない。

(2) Humanscape (人の景) の分析

地形や気候・風土をはじめ、土地の持つ力が実空間において顕在化したものを **Landscape** と呼ぶ。これに対し、生活様式や風習をはじめ、人間集団が持つ「生き様」が実空間に顕現化したものを、本稿では「**Humanscape**」(人の景) と定義したい。Humanscape とは、都市空間を舞台に人々が繰り広げるアクティビティが織り成す、集団としての「出来事」が視覚化されたものである。以下、試論のレベルではあるが、Humanscape の分析手法について、概念的な整理を行いたい。

近年、わが国でも **Placemaking** の概念が注目されるようになり、生きた公共空間 (**vibrant public space**) の創出に向けた様々な取り組みが実践されてきた。こうした状況の中、ウィリアム・ホワイトやヤン・ゲールらによって体系化されてきたアクティビティ・リサーチを用いた調査・研究が、わが国でも散見されるようになった。観察調査を基本とするアクティビティ・リサーチは、人間行動を個体レベルの身体感覚から理解するための調査手法として、功を奏してきたと言える。

一方、社会学の分野では、吉見俊哉らの盛り場研究をはじめ、都市を演劇に見たて、都市空間を舞台に市民が繰り広げる生活・活動を「出来事」として捉え、その背後にある秩序や社会的関係性を読み解く試みが、かねてより行われてきた。これらの研究は、都市における人間行動を、個人の身体感覚に基づく振舞いのレベルを超えた、集合レベルの出来事として捉えようとしている点において、特徴的であると言える。

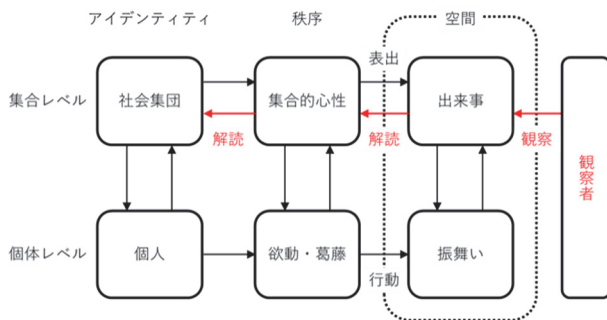


図-1 Humanscape の分析手法

生きた都市景観の創出にあたり、都市空間における人々のアクティビティを具に観察し、「出来事」の背景を理解することで、そこに暮らす人々の生活様式、ひいてはその場所がどのような性格の地区であるかを読み解くことが重要となる。(図-1)

(3) 都市空間の公共性

筆者はこれまで、国内外の広場を対象に、都市のオープンスペースが持つ公共空間としての質を、利用者のアクティビティとその背後にある社会構造から読み解くことを試みてきた。その中で、まちなかの広場や街路をはじめとする都市空間の公共性について、市民にとっての公共性「シビル・パブリック」と行政にとっての公共性「オフィシャル・パブリック」、2つの公共性の存在を定義した上で、性格が異なる2つの公共性のダイナミクスの下、都市空間におけるアクティビティが醸成されるプロセスについて、以下の試論を提示している。

i) オフィシャル・パブリック

エドワード・レルフは、著書「場所の現象学」において、王宮や第三帝国(ナチス・ドイツ)の広大な広場、スターリン時代の記念建築物、ワシントン大通りのような、権威を表明するために用意された象徴的な公共空間を、「官僚的な公共の場所 (Official Public Place)」と表現し、一般市民の日常的な生活空間としての公共の場所と区別した。これは、官僚機構による集中的な操作・管理が行なわれている特殊な場所に着目した概念であるが、本稿ではこれを以下のように拡大解釈したい。

レルフが用いた「オフィシャル・パブリック (官僚的な公共性)」とは、モスクワの赤の広場やバチカンのサン・ピエトロ広場のような、極めて象徴的な場所においてのみ存在するものではなく、程度や形の差こそあれ、全てのパブリックスペースに対して適用できる概念である。都市の広場や街路といった「パブリックスペース」は、国家や自治体によって何かしらの規制や管理を受けながら、市民の利用を受け入れている。この意味において、全てのパブリックスペースは、多かれ少なかれオフィシャルなのである。

このオフィシャル・パブリックというのは、言い換えると、「この空間はこのように使われるべきである」という行政機関が定めた空間のあり方であり、その具体的な質は、管理法の条文や行政機関の管理体制の中から読み取ることができる。こうした性格から、オフィシャル・パブリックは、空間の利用を制限する方向に働く傾向にあると言える。

ii) シビル・パブリック

一方、ある空間がそこに暮らす人々にとっての場所として共有される限りにおいて、その空間は利用者にとって公共の場となる。従って、利用者である市民にとって

の公共性，すなわち「シビル・パブリック（市民的な公共性）」と呼ぶべきものが存在することになる。オフィシャル・パブリックの質について，法規や行政機関の管理システムから読み取れると先に述べたが，このシビル・パブリックは，市民が活動を通じて築き上げる実践的な公共性のあり方であり，その具体的な質は，市民生活の実態から読み取ることができる。空間の利用者である市民は，自身の活動を最大限に発揮できることを望むことから，一般的にシビル・パブリックは拡大を志向する。

このシビル・パブリックという概念は，ハーバーマスが著書「公共性の構造転換」において，「市民的公共性」（bürgerliche Öffentlichkeit）と定義した，市民主導の公共性の概念と類似している。ヨーロッパでは市民社会の成立とともに，それまで公共性を一方的に統制してきた政府当局に対抗するべく，市民主導で公共性を醸成する動きが，サロンやカフェに集う文芸的な市民の中から生まれ，やがて一般市民へ広がっていった。ハーバーマスは，市民社会の下で政治に関わる活動的な公衆が作り出した価値として，この市民的公共性を位置づけている。

iii) 公共性のダイナミクス

本稿が論じる都市空間の公共性とは，オフィシャル・パブリックに左右されながら絶えず変化を続けるシビル・パブリック，及びシビル・パブリックに左右されながら絶えず変化を続けるオフィシャル・パブリック，2つの公共性から構成される。（図-2）

オフィシャル・パブリックとシビル・パブリックが一致する，ないしオフィシャル・パブリックにシビル・パブリックが内包されている状態を，公共性の均衡状態と定義する。この均衡状態は，行政と市民の間に空間の利用についての了解が存在する状態を意味するため，両者が空間の利用をめぐる対立することはない。

一方，シビル・パブリックがオフィシャル・パブリックを逸脱した状態を，公共性の不均衡状態と定義する。不均衡状態においては，行政から不適切と判断された活動を市民が行なっていることを意味するため，両者が空間の利用をめぐる対立することになる。この場合，市民によって規制緩和や権利拡大を目的とした闘争が発生することもあれば，行政が管理体制の立て直しや緊急対策を通じて問題の解決にあたることもある。いずれにせよ，空間の利用をめぐる衝突は，行政にとっても市民にとっても不都合な状況であるため，遅かれ早かれ，それがたとえ一時的な対処療法であっても，何らかの形で衝突の解消が図られることとなる。

オフィシャル・パブリックとシビル・パブリックとは，重なり合いながらも逸脱や矛盾を繰り返す，絶えず変化する動的な概念である。そして，そのダイナミクスは個々の空間によって異なるため，個別の空間ごとに具体的な空間の利用のあり方をめぐる行政と市民の関係性の中か

ら，読み解いていく必要があると言える。

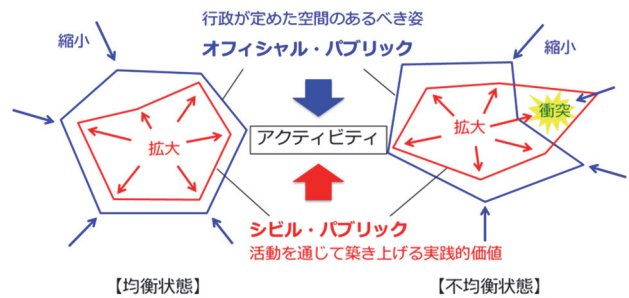


図-2 公共性のダイナミクス

(4) 場のマネジメント

筆者はこれまで，都市空間の公共性を取り巻く社会構造について仮説的なモデルを構築した上で，都市空間の利用をめぐる，管理者である「官」と利用者である「民」の間にどのようなアクションが存在し，各アクションを通じてオフィシャル・パブリックとシビル・パブリックがそれぞれどのように醸成され，均衡しているのか，明らかにすべく，いくつかの広場を対象とした事例研究に取り組んできた。

これまでの研究成果を通じて，強靱なシビル・パブリックと柔軟なオフィシャル・パブリック，性格の異なる2つの公共性のダイナミクスの下，公共空間における多様かつ自由な市民のアクティビティが生まれるプロセスが確認されている。

一方，長らく公共サービスを行政任せにしてきたわが国では，市民による主体的なシビル・パブリック醸成の動きが生まれにくい上に，2つの公共性を調整する回路が設けられず，行政によるオフィシャル・パブリックが一方的に支配する状況がまかり通ってきた。官民協働を促進する「場」のマネジメントを通じて，弱体化したシビル・パブリックと硬直化したオフィシャル・パブリックのダイナミクスを活性化することが求められている。まちづくり会社やNPOなどの中間組織をはじめ，多様な主体間の協働を通じ，地域のソーシャル・キャピタル醸成と公共空間としての質的向上の間に好循環を生むマネジメント・スキームの構築が課題とされている。（図-3・4）

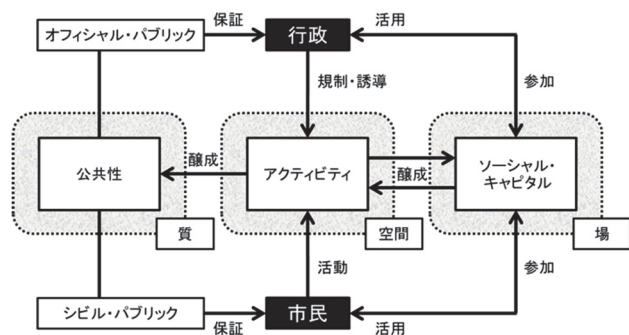


図-3 場のマネジメントを通じた公共性の醸成プロセス

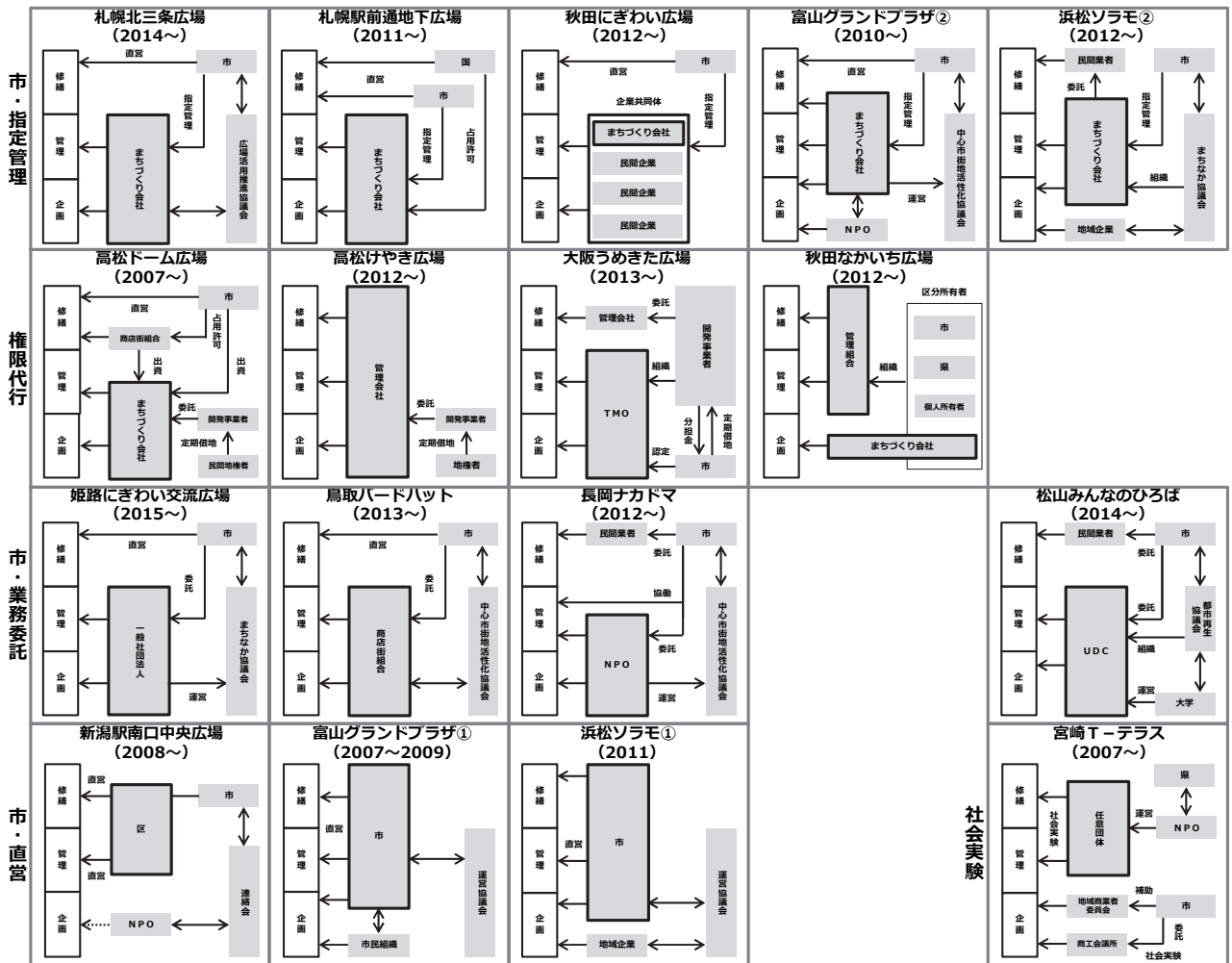


図-4 まちなか広場の多様なマネジメント・スキーム

従来の広場研究の多くが、オープンスペースの装置性に着目した空間工学的アプローチに基づくものであった。しかしながら、歴史的に空間的装置としての広場を持たなかったわが国において、広場の本質は、物理的空間が市民のアクティビティを通じて公共空間としての場所性を獲得する「広場化」のプロセスにあると言える。

そこで、現在筆者は社会学における「場」の理論を援用しながら、都市を舞台に多様な主体が繰り広げる「出来事」として広場を捉えるとともに、その生成・変容のプロセスを主体間の協働を通じたソーシャル・キャピタル醸成との関係性の中から読み解くことを試みている。広場のデザインを、空間デザインではなく活動のデザインと捉え、社会的構造から公共性を高める方法論を構築できれば、非常に有意義な成果になると言える。(図-4)

謝辞：本稿の一部は、JSPS科研費17K14791「まちなか広場の公共性を高める場のマネジメント手法」の助成を受けたものである。

参考文献

- 1) 西村亮彦：Humanscapeから読み解く都市空間の公共性：メキシコ・シティ旧市街ファン・ホセ・バス広場を例に、景観・デザイン研究講演集, No. 11, p. 167-176, 2015
- 2) 西村亮彦：Humanscapeから読み解くコミュニティのかたち：メキシコ・シティ旧市街における十字架の道、景観・デザイン研究講演集, No. 13, p. 243-253, 2017
- 3) 西村亮彦：まちなか広場の公共性を高める社会構造のデザイン試論、景観・デザイン研究講演集, No. 14, p. 146-155, 2018
- 4) 都市デザイン研究体：日本の広場、建築文化, 1971
- 5) Gehl, J.: How to study public life, Island Press, Washington DC, 2013
- 6) 吉見俊哉：都市のドラマツルギー、弘文堂, 1987
- 7) ハンナ・アレント：人間の条件、中央口論社, 1973
- 8) ユルゲン・ハーバーマス：公共性の構造転換、未来社, 1973
- 9) エドワード・レルフ：場所の現象学、筑摩書房, 1991
- 10) 斎藤純一：公共性（思想のフロンティア）、岩波書店, 2000
- 11) クルト・レヴィン：社会科学における場の理論、誠信書房, 1956